

東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望

一部項目につきましては既にご対応頂いている事項もございます。なお、詳細につきましては、別添に「想定シナリオ」毎に取りまとめております。

記

I. お客さまの利便性確保・負担軽減に係る取組

1. 生活者の生活資金確保等に向けた柔軟な対応

被災者の方には、通常の金融取引で必要となる必要書類が整わない等により、生活資金の払い戻しが難しい等の不便が生じております。民間金融機関では、これまでも柔軟な対応に努めておりますが、以下の措置の実現により、被災者の方の一層の支援をお願いいたします。

(1) 預金払い戻し、相続

- ① 本人確認資料が無い場合の特例的な方法の例示や柔軟な対応措置
 - － 死亡推定者に対する親族への取引内容の開示や払い戻し時における書面で実施しない本人確認方法の例示 等
- ② 犯罪収益移転防止法上の必要手続の弾力的な運用
 - － 200万円超現金出金、10万円超現金振込の本人確認記録の作成・保存の免除。特例の終了時期・運用の明確 等
- ③ 民間金融機関の柔軟対応後の裁判等で銀行が不利益を被らない措置、公的補填制度の創設

(2) 保証意思確認

- ① 保証意思確認手続の例外対応の許容
 - － 面談困難先に対する筆跡・架電での意思確認の効力の認定
- ② 民間金融機関の柔軟対応後の裁判等で銀行が不利益を被らない措置、公的補填制度の創設

(3) その他

- ① 相続人からの登記申請に対する法務局での特例措置
 - － 担保権利証・登記識別情報の喪失時の特例等
- ② 財形住宅等の目的外払出に関する非課税となる特例措置
- ③ 確定拠出年金制度等に係る特例措置
 - － 脱退一時金の受取条件の緩和・所得税の全免 等

2. 円滑な資金供給に資する信用補完、等

民間金融機関による復旧、復興資金の円滑な供給促進のため、被災した事業者および個人、ならびに間接被害が予想される事業者に対する公的な信用補完制度や負担軽減に向けた各種規制等の柔軟運営に関し、以下の措置をお願いいたします。

(1) 中小企業に対する支援

- ① 信用保証制度の利用手続の柔軟化・拡充 等
 - － 「災害関係保証」の利用手続の柔軟化・拡充（一般枠・セーフティネット保証からの別枠化、間接被災者への制度適用、つなぎ融資の旧債弁済許容、地震関連不渡手形の罹災証明への代用 等）
 - － 「セーフティネット保証」の利用手続の柔軟化・拡充（企業基準要件の緩和、地震関連不渡手形の担保受入 等）

- － 既存保証制度に合致しない震災影響企業向け別枠保証の新設（計画停電対応に伴う「節電関係保証」等）
 - ② 信用保証制度に係る運用ルールの緩和 － 代位弁済猶予に伴う利息弁済範囲の拡大、保証料一部減免等
 - ③ その他の資金繰り支援策 － 倒産防止共済法による貸付要件の緩和、税金・公共料金等の支払猶予等
- (2) 個人等に対する支援
- ① 住宅ローン等への信用補完制度の拡充 － 住宅金融支援機構「住宅融資保険制度」の拡充等
 - ② 改正貸金業法における例外貸付についての被災者に対する解釈の明確化等
 - ③ 生活資金用の無担保ローンに関連する公的融資制度の拡充・創設
- (3) 大企業・中堅企業に対する支援
- ① 被災影響の大きな中堅・大企業向けの民間金融機関融資にかかる公的債務保証制度の創設
 - ② 日銀による企業資金調達力の捻出のための CP/社債の買上げ等の継続と必要に応じた拡充
- (4) 金利面等での資金繰り補完
- ① 被災者向け貸金・ローンに対する利子補給制度の新設 － 新規・既存の融資への対応
 - ② 区画整理等、公的資金による被災住宅地等の買上げの実施
- (5) 円滑な資金供給を継続するための措置
- ① 自己査定における債務者区分判定・担保評価等における柔軟運営の許容
- (6) 税制面での優遇
- ① 不動産関連税制の特例措置 － 居住用資産の買替え特例の拡充、被災地の固定資産税の免除等
 - ② 復旧・復興目的の借入等に対する優遇税制 － 補修や買換え目的の借入に対する優遇等
 - ③ 借入に係る印紙税、担保権設定に係る登録免許税等の減免

3. 政策金融機関による柔軟対応

被災者の状況によっては民間金融機関では対応困難なケースも想定され、以下のような施策について政府系金融機関による柔軟な対応をお願いいたします。

- ① 災害復興等に係る融資の柔軟対応 － 無担保・無保証案件、担保僅少案件への積極対応
- ② 民間金融機関の債権保全面への配慮 － 先順位担保権者との順位変更を不要とする措置等
- ③ 危機対応制度等を活用した量的補完、資本性資金の供給
- ④ 国内企業の海外事業への支援 － 企業の外貨資金繰り困窮時の国際協力銀行による直貸制度の復活等

II. 金融円滑化に向けた金融市場および金融機関の健全性・安定性確保の観点での取組

私ども民間金融機関は、震災発生直後から、被災者の生活支援等を含め金融の円滑化に努めて参りましたが、今後も引き続き、広範に金融の円滑化を図るためには「金融市場の安定」と「健全な金融インフラ・金融機関」の双方が不可欠です。双方の健全性・安定性を担保する観点から以下の措置をお願いいたします。

1. マーケットの安定性関連

- ① 日銀の米ドル資金供給オペレーションの柔軟対応の継続
- ② 外貨準備等を活用した柔軟な流動性供給（預託の増額等）

- ③ 日本の金融システムの安定性に関する金融当局からの情報発信
- ④ カラ売り規制延長や当局によるモニタリング強化等を通じた、過度な投機的取引の抑制 等

2. 規制関連

(1) 会計処理

- ① 有価証券・固定資産の減損判定、保有区分の弾力的な運用
- ② 税効果会計上の会社区分の柔軟な運営や簡便的な見積もりの許容
- ③ 災害損失特別勘定等の特例措置 等
- ④ 震災で計上される個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の全額無税処理

(2) アウトライヤー規制

- ① 適用基準の緩和
- ② コア預金減少を抑制する施策の検討

(3) 自己資本比率規制

- ① 開示時期の延期、開示内容の簡便化
- ② 有価証券評価損を基本的項目から控除しない特例の延長

3. 決算・開示関連

- ① 決算書類の提出期限の延期、記載項目の簡素化
- ② 株主総会の開催期日等、会社法関連の法定期限の延期
- ③ 金融円滑化法に基づく法定報告・開示の延期または簡素化

4. その他

(1) 被災影響の大きな金融機関に対する支援

- ① 被災地域における預金への信認確保 – 必要に応じた「預金全額保護」宣言の検討 等
- ② 資金調達逼迫時の日銀、公的金融等による無担保資金供給
- ③ 被災地域での債権書面滅失時における債権保全上の救済措置の創設
- ④ 検査・報告等による負担を軽減 – 顧客対応のための営業維持やシステム対応最優先

(2) 金融インフラ維持

- ① 基幹システムおよびネットワークの運営維持に向けた電力、燃料の安定的確保
- ② 営業店等における自家発電用燃料の備蓄規制の緩和
- ③ 通勤時間中の公共交通機関の運行確保

以 上

東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望

	想定されるイベント	銀行の状況／対応	要望事項	
顧客保護の観点での取組	取引者本人が死亡・行方不明等で連絡が取れない	● ローン・貸金で延滞が発生	● 回収交渉の当面の自粛 ● 被災地の実態や政策面のサポート等を踏まえ、自己査定区分を柔軟に検討	● 監督指針・検査マニュアル等について、債務者区分判定の柔軟な運営を許容 但し、財務健全性に配慮した銀行自己査定 of 自主性も許容 ⇒ 3/31、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化を公表。「震災による赤字・延滞を『一過性』と判断できる場合、債務者区分引き下げは行わなくてもよい」旨等を明確化
		● マル保貸金の場合、緊急避難により連絡が途絶した場合等は、代位弁済手続を見合わせ	● 代位弁済請求範囲の拡大 代位弁済請求猶予に伴う、利息弁済範囲の拡充、保証協会の延滞発生時の報告ルールの緩和、等	
	● 本人死亡未確認のまま相続が発生（または相続人全員が揃わないまま相続が発生）	● 相続手続自体は戸籍謄本徴求後に実施するが、相続人からの生活費等の出金申出に金額上限を定め対応	● 本人確認資料が無い場合、特例的な方法の例示 個人情報保護法の観点で、死亡推定者に対する家族等第三者への取引内容開示等の特例対応が必要 ● 犯罪収益移転防止法上、必要となる手続の弾力的な運用 200万円超現金出金、10万円超現金振込の本人確認記録の作成・保存の免除 ● 民間金融機関の柔軟対応後の裁判等で、銀行が不利益を被らないための措置、銀行に損失が生じた場合の公的補填制度の創設 相続に必要な手続の弾力的な運用	
	● 債務者本人兼(根) 抵当権設定者の死亡未確認のままの債務引受	● 債務者本人兼(根) 抵当権設定者が死亡未確認の状態のまま、相続人の誰かに債務引受してもらう	● 債務者兼(根) 抵当権設定者(すなわち担保不動産の所有者)が死亡未確認の状態であっても、相続人からの登記申請により、債務引受を原因とする『(根) 抵当権の債務者の変更』と『引受債務の被担保債権への追加』の登記を可能とする特例対応の新設	
	● 本人死亡を特定する証明書類が入手困難(団信保険金が支払われない)	—	● 団体信用生命保険の支払いの柔軟措置 必要書類の免除、保証期間の延長・利息請求期間の拡大、震災死亡判明者については代弁後でも団信保険支払いとする等柔軟に対応することを保険会社に要請。また、死亡事実の証明方法(特に行方不明者)の更なる柔軟な対応(新聞報道等があれば対応する等)を保険会社に要請	
取引者本人と連絡は取れるが震災等で通常取引が困難	● ローン・貸金の返済を猶予	● 金利の引き下げ、借入期間の延長、元金・元利金の据置を検討	● 自己査定等での柔軟な運営と検査等での配慮 仮に元利金を一定期間据置した場合、自己査定上、未収利息先と異なる取扱いとする(延滞扱いとせず) ⇒ 3/31、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置、運用の明確化を公表。「震災による赤字・延滞を『一過性』と判断できる場合、債務者区分引き下げは行わなくてもよい」旨等を明確化 ● 既存貸出・ローンの金利引下げを検討するにあたり、公的機関による利子補給制度等の創設による支援も拡充	
		● 債務者事情を踏まえ、リスケ手続が長期化	● 金融円滑化法に基づくルールの緩和 申出後3ヶ月超未決着事例を「見なし謝絶扱い」とする摘要の緩和	
		● マル保貸金の場合、リスケ時の追加保証料が発生	● 保証料の一部減免を許容 震災対応制度融資と同様の資格要件で認められた先への許容	

	想定されるイベント	銀行の状況／対応	要望事項	
顧客保護の観点での取組	取引者本人と連絡は取れるが震災等で通常取引が困難	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保物件の消失 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害の全容把握に長期を要する虞れ 震災や原発災害対象地域における担保評価(実査定)困難 ● 財務健全性に配慮し自己査定上で引当金を積み増す必要性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督指針・検査マニュアル等について、被害を受けた物件が極めて広範にわたること等を踏まえた柔軟な運営を許容、特例措置の検討 事態が沈静化するまで、担保評価額の据置き許容、震災被害や放射能汚染等に伴う評価減による引当基準等の緩和措置、国・自治体等からの補償が見込まれる場合の分類額への反映(控除)、保証協会の条件担保の現地確認等の担保管理猶予、等 但し財務健全性に配慮した銀行の自己査定・引当基準の自主性も許容 ⇒ 3/31、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化を公表。「再評価・実査が困難な担保物件はそれまでに把握している担保評価で査定し、その旨を「注記」する特例を措置 ● 事業継続困難、債務者保証人とも連絡が取れない先等に対するIV分類部分について全額無税扱いの許容
		<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・設備の建て替え・補修が不可能(担保価額の下落) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保物件売却後もローンが残存 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当面の借入負担軽減、借入負担を増加させない住み替え促進のための不動産税制の特例措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住用資産の買換え特例拡充(所有期間、居住期間の制限の撤廃、取得期間の延長) ・ 被災地における固定資産等に関する固定資産税・都市計画税の一定期間の免除又は軽減 ・ 被災地域内で被災者並びに被災企業が不動産を新規に取得する場合の不動産取得税の一定期間の免除又は軽減 ・ 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却 ・ 法人・事業性個人について、被災代替資産等の特別償却、特定の資産の買換えの場合の課税の特例 ● 売却による借入負担の解消促進のため、区画整理等、公的資金による被災住宅地等の買い上げの実施
		<ul style="list-style-type: none"> ● 借替時の保証意思確認等の面前自署手続が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証意思確認手続等の例外対応について検討 筆跡・架電による口頭意思確認をもって面前意思確認に代用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判等で銀行が不利益を被らないための措置、もしくは銀行に損失が生じた場合の公的補填制度の創設 ● 保証協会融資の際の異例対応許容(保証人印鑑無し等)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 代表者が1人のみの企業で、代表者が死亡・行方不明 ● 担保権利証、登記識別情報を喪失 	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件変更時の登記手続が遅延 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法務局による特例対応の許容
		<ul style="list-style-type: none"> ● 預金払戻し時の必要書類等の喪失 通帳・カード・印鑑等の喪失、等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的判断での本人確認により払戻しを実施 面識による本人確認等 ● カード再発行に伴う手数料を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認資料が無い場合、特例的な方法の例示 個人情報保護法の観点で、死亡推定者に対する家族等第三者への取引内容開示等の特例対応が必要 ● 犯罪収益移転防止法上、必要となる手続の弾力的な運用 200万円超現金出金、10万円超現金振込の本人確認記録の作成・保存の免除 ● 民間金融機関の柔軟対応後の裁判等で、銀行が不利益を被らないための措置、銀行に損失が生じた場合の公的補填制度の創設 相続に必要となる手続の弾力的な運用
		<ul style="list-style-type: none"> ● 財形住宅・財形年金貯蓄制度の目的外引き出し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財形住宅・財形年金貯蓄制度の目的外引き出し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的外払出に関する非課税扱いの特例措置等の実施
		<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪収益移転防止法の改正(震災の特例:被災者の申告による本人確認許容)により、架空・なりすましの取引が発生する懸念あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客(被災者)より可能な限りの資料徴求、確認・同意書の取得による取引目的等の確認を通じて、架空・なりすましの排除努力を行う。 ● 口座開設許容先は、不審・不自然な口座異動がないか事後モニタリングを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例の終了時期の明確化 ● 顧客(被災者)との取引時の確認事項のガイドライン制定

	想定されるイベント	銀行の状況／対応	要望事項	
顧客保護の観点での取組	取引者本人と連絡は取れるが震災等で通常取引が困難	<ul style="list-style-type: none"> ● 震災の特例（被災者の申告による本人確認許容）にもとづく取引を許容する場合には、「公的書類による本人確認が可能となり次第届出を行う旨」の確認・同意書を取得。 ● あわせて、口座開設許容先に関しては、一定期間経過後、当方より最終的な本人確認手続を実施するよう連絡・要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終的な本人確認手続未済先に関する柔軟な措置 	
		● 確定拠出年金制度からの脱退等	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度からの脱退一時金の受取要件の緩和・所得税の全免 ● 被災企業に係る適格退職年金の廃止期限の延長
	復旧・復興のためのニューマネーが必要（運転・設備資金）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害関係保証制度を活用したいが、罹災証明の取得困難、長期化役所へのアクセスが困難、かつ処理手続も長期化 	● 災害関係保証制度を積極的に活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害関係保証制度の利用手続の柔軟化・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・直接被災者だけでなく、間接被災者（取引先）への制度適用 ・一般枠・セーフティネット枠とは別枠での対応 ・保証協会審査目線の弾力化（リスク先への新規与信・不動産担保評価） ・事業所在地外の地方自治体による罹災証明書発行 ・運転資金の罹災証明についての柔軟な対応（資金用途の拡大（運転資金の許容）） ・罹災証明書発行までの間の「つなぎ融資」の振替許容 ・罹災証明書の原本確認後の複写受入の許容、罹災証明書徴求省略許容 ・利子補給や保証料の軽減、地方公共団体による（一部）負担 ・地震関連不渡り手形の資金化（罹災証明の代用としての活用）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接被害に加え、物流影響、節電影響等の間接被害が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧・復興支援に対する公的金融の充実 ● 首都圏等、間接被害先に対する資金支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害関係保証制度で対応しきれない顧客に対する保証制度の設置（節電関係保証等、別枠化） ● 全国緊急保証の1年継続 <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット対象拡大（企業基準の緩和）、保証審査要件の緩和 ・地震関連不渡り手形の資金化（担保として受入） ● 無担保保証枠の一段の拡大、日本政策金融公庫補填率の一段の引上げによる地域信用保証協会への支援強化 ● 住宅ローンに関連する公的な信用補完制度の拡充・創設 ● 生活資金用の無担保ローンに関連する公的な融資制度創設 ● 被災者向けの借入金・ローンの利子について、公的機関が補給する制度を創設 <ul style="list-style-type: none"> （例）阪神淡路大震災復興基金利子補給事業 被災地に住宅を再建できない場合が多いと予想されるため、県外への住替も利子補給対象となるような広範な制度が必要 ● 被災影響の大きい中堅・大企業向けの債務保証制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> （例）金融機関の審査をベースに後付けで保証を付与するスキームとし、迅速な審査を実施する（金融機関別に保証枠を設定するなど） 	
			<ul style="list-style-type: none"> ● 補修目的の借入も含めた優遇税制の創設、既存借入分も一定期間税額控除を認める等の特例措置の実施 ● 借入に係る印紙税、担保権設定に係る登録免許税等の減免 ● 不動産取得税・登録免許税等、各種税金の軽減措置の実施 	

想定されるイベント		銀行の状況／対応	要望事項
顧客保護の観点での取組	復旧・復興のためのニューマネーが必要(運転・設備資金)	● 国や地公体が発注する仕事でも回収まで長期間掛るケースがある。また債権譲渡禁止文言が付与されており、資金調達への活用困難	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業倒産防止共済法による共済金の貸付要件緩和 共済借入には、取引先が取引停止処分になったことについて、手形交換所の発行する証明書が必要。金融上の措置により、被災企業の不渡り処分が猶予されている場合、証明書の発行を受けられないため、特例措置が必要 ● 公的セクターが支払う資金の前払い ● 他金融機関への債権譲渡を認める(債権譲渡禁止文言をつけない) ● 大企業による下請け、協力会社への支援要請の実施(大企業の資金繰りは金融機関が支援。結果として中小企業の資金繰り改善に資する) ● 雇用助成金、倒産防止共済等の早期対応(中小企業の資金繰り改善) ● 税金・公共料金等の支払い猶予(キャッシュアウトの防止)
	● 被災者の住宅や事業用資産等の復旧にかかる資金需要が発生	● 金利優遇等で、建築資金を支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅ローンに関連する公的な信用補完制度、住宅金融支援機構の「住宅融資保険制度」等の拡充・創設 災害救助法適用地域の他、①罹災証明、②勤務先罹災、③賃貸物件罹災、にも適用 ● 被災者向けの借入金・ローンの利子について、公的機関が補給する制度を創設 (例)阪神淡路大震災復興基金利子補給事業 被災地に住宅を再建できない場合が多いと予想されるため、県外への住替も利子補給対象となるような広範な制度が必要 ● 補修目的の借入も含めた優遇税制の創設、既存借入分も一定期間税額控除を認める等の特例措置の実施 ● 借入に係る印紙税、担保権設定に係る登録免許税等の減免 ● 不動産取得税・登録免許税等、各種税金の軽減措置の実施
	● 生活資金等、小口資金ニーズの高まり	—	● 被災者の小口資金ニーズに対応する公的な貸付制度の拡充、金融機関が小口資金を供給しやすくなる公的な信用保証制度の創設
	● 社債等の償還リスクが高まる可能性あり	● 貸金による支援で手一杯になる可能性あり	● 日銀による企業資金調達力捻出のためのCP／社債の買上げ等の継続と必要に応じた拡充 ⇒ 3/14、日銀が、「金融緩和の強化について」において、「リスク性資産を中心に資産買入等の基金を5兆円程度増額する」と公表
	貸金業法関連	● 生活資金等、小口資金ニーズの高まり	—
政策金融関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 震災により経営が困難になった企業(連鎖的な影響を含む)で、民間金融機関による対応が困難な場合 具体的には、例えば、無担保枠を使い切り調達余力が枯渇した場合や、本社が海外現法を親子ローンで支援していたが、本社の経営難により継続できない場合等を含む ● インフラ復旧等をはじめとする大規模な資金需要への対応 	● 民間金融機関による対応は困難	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復興等に係る融資の柔軟対応 担保条件の大幅緩和等により、特に民間金融機関では対応が困難な場合のある無担保・無保証、あるいは担保僅少等の案件に対して積極的に対応 限度額の引き上げ・柔軟な審査・被災地域での人員強化 ● 民間金融機関の債権保全面への配慮 先順位担保権者との順位変更を不要とする、政府系金融機関の担保条件を緩和、等 ● 危機対応制度等を活用した量的補完、資本性資金の供給 (必要に応じ、同制度における補償割合の変更等も検討) ● 社会インフラの整備に係る投融資事業の規模拡大・積極化 ● 大・中堅企業を含む国内企業の海外事業への支援措置 国際協力銀行による海外事業に係る国内企業への〈外貨〉直貸制度の復活や、中小・中堅企業向けツーステップローンの対象への中堅・大企業の追加、その他直貸のみ可能な制度において「保証」を追加する、等

	影響分野	想定される事象	銀行の対応／リスク・論点	要望事項
金融機関の健全性確保の観点での取組	マーケット影響の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ● 震災および原発事故を背景として、日本に対するリスク回避のため、資金運用者の一部に邦銀との取引を手控える動き 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、日銀のオペレーションは毎月1回実施されているが、向こう1ヶ月の資金繰りは見通し難い状況 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日銀の米ドル資金供給オペレーションの柔軟対応の継続 バックストップとしての機能を十分果たせるよう、頻度を増やす、適用金利の引き下げ等 ⇒ 3/25、日銀が、「米ドル資金供給オペレーションのオファー日程の追加について」において、4月分の柔軟対応について公表
			<ul style="list-style-type: none"> ● 日本に対するリスク回避の動きが継続した場合、外貨資金繰りが不安定になる可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨準備等を活用した柔軟な流動性供給(預託の増額、等)
			<ul style="list-style-type: none"> ● 主要通貨以外にも、海外の地場ローカル通貨の調達に困難になる可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時の地場通貨の供給について、地場通貨当局に対する日銀等からのサポート
		<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の金融システムに関する情報提供の不足(特に対海外) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別行の有事対応への照会はもとより、決済を含めた日本の金融システム全般への海外からの照会多い 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な金融当局からの情報発信(本邦金融システム全般の稼働状況・安定性・想定される影響等についてのご説明をホームページに記載する等)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 急激な相場変動に伴う金融市場の混乱 	—	<ul style="list-style-type: none"> ● カラ売り規制の延長や当局によるモニタリング強化等を通じた、過度に投機的な取引の抑制や市場安定性の確保のための取組み
	<ul style="list-style-type: none"> ● 決済インフラの障害発生に伴う、システミックリスクの顕在化 	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 日銀による弾力的な資金供給(決済集中日における資金供給、国債補完供給制度の柔軟化、等) 	
規制影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券の価格下落 ● 繰延税金資産の取崩 ● 店舗等の保有固定資産の減損に伴う自己資本比率の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券売却の動きが加速し、資本市場に悪影響を及ぼす虞れ ● 自己資本比率悪化に伴う外部調達への悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券、固定資産の減損判定、保有区分の弾力的な運用 ● 税効果会計上の会社区分の柔軟な運営や簡便的な見積もりの許容 ⇒ 3/30、JICPAが「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」を公表。「災害発生の状況から判断し、ある程度の概算による会計処理等も合理的な見積りの範囲内にあるものと判断できる場合もある」旨を留意事項として記載 ● 阪神・淡路大震災における災害損失特別勘定等の特例措置の実施・対象範囲の拡大(対象年度は2年程度) ● 震災で計上される個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の全額無税処理 	
			<ul style="list-style-type: none"> ● 自己資本比率規制上、有価証券の評価損を基本的項目から控除しない特例の延長(平成20年12月12日付特例告示：平成24年3月まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ● アウトライヤー規制の適用基準の緩和 ● コア預金減少を抑制する施策の検討 ● パーゼルⅢ(流動性比率規制等)の導入時期への配慮
			<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行自己資本の減少や預金の流出によるコア預金残高の減少を原因とするアウトライヤー比率の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国債を売却する動きが加速し、国債市場に悪影響を及ぼす虞れ
<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行決算実務と同様に、震災に伴う混乱で、自己資本比率の算定に影響 ● 被災地にある担保物件の実地調査や、被災者である債務者への現況聴取が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関の四半期決算作業における算定・集計作業負担が増加、長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己資本比率の開示時期を決算後45日から延期 ● 各種報告の提出期限の猶予等 提出期限を猶予する等の柔軟な対応が必要(対象：被災地に拠点を置く銀行など) ● 自己資本比率の開示の簡便化(小数点以下1位に変更) ● 決算における柔軟な対応の許容 被災地の担保物件評価について、各銀行の置かれた状況に応じて、厳密な評価を求めない等の柔軟な対応が必要(対象：被災地に拠点を置く銀行等) ⇒ 3/31、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置、運用の明確化を公表。「再評価・実査が困難な担保物件はそれまでに把握している担保評価で査定し、その旨を「注記」する特例を措置 		

	影響分野	想定される事象	銀行の対応／リスク・論点	要望事項
金融機関の健全性確保の観点での取組	決算・開示対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 決算関連報告が遅延 ● 株主総会が開催不能 ● 震災対応による繁忙 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主計部署で人的、システムの影響が生じている場合には通常の決算業務や新たな報告事項への対応が困難。 ● 会社法のスケジュールに沿った株主総会の開催が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定書類(業務報告書、有価証券報告書、決算状況表等)の提出期限の延期、記載項目の簡素化(注記の省略等) ⇒ 3/31、金融庁が、「金融機関等の報告の提出期限の弾力化」、「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置の延長」を公表。法令上提出期限が確定している報告等についての6月末延期等や、3月決算会社の有価証券報告書提出期限を9月末に延期する等を措置 ● 株主総会開催期日等、会社法関連の法定期限延期(議決権行使基準日の設定や剰余金配当決議の期間設定に関する会社法規則の適用緩和等) ⇒ 3/31、金融庁が、「金融機関等の報告の提出期限の弾力化」を公表。株主総会を定款所定の時期に開催されなくても、定款違反にはならない旨の解釈を提示 ● 中小企業金融円滑化法に基づく平成23年3月末基準の法定報告・開示について、期限延長または一部省略等の簡素化 ⇒ 上記のとおり6月末までの延期を許容する旨金融庁から公表
	被災影響の大きな金融機関に対する支援(※)	● 被災地銀等、地場メイン取引銀行の体力低下	● 外部環境厳しく、自力資本調達等は限界(被災地域における預金信任の低下懸念)	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機能強化法の延長(現在2012/3月)および増額(枠12兆円、使用済み3,495億円)を活用した被災地金融機関の資本増強 ● 同法の適用に際し、被災地の金融機関に限定して、経営強化計画・国の資本参加基準等を抜本的に緩和する方向で見直すとともに、当該資本増強に係る登録免許税を全額免除 ● 被災金融機関あての繰戻還付の凍結解除及び繰越欠損金の期限延長 ● 被災地域における預金への信認確保(必要に応じた「預金全額保護」宣言の検討、等)
			● 被災地金融機関の流動性(資金及び担保)の著しい低下	<ul style="list-style-type: none"> ● 日銀による資金供給オペレーションの弾力的な対応(1回当たり応札上限額の撤廃、国債補完供給の弾力的な対応、等) ● 日銀、公的金融等による被災金融機関への無担保資金供給手段の検討
		● 本支店被災により対顧債権書類等が滅失	● 紛争時などに保有債権金額等の立証責任が発生	● 被災地域での債権書面滅失時の債権認定方法のルール化等による債権保全上の救済措置の創設
	● 震災対応による繁忙につき、検査・報告への対応が困難	● 各種報告、立ち入り検査等で、従来目線での対応が困難	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たなガイドライン・報告等による負担を軽減し、顧客対応のための営業維持やシステム対応を最優先 ● 被災地域、被災債務者については債務者の意向を最大限尊重していることを前提に各金融機関の現実的な対応を認める(円滑化件数報告、期中管理等) 	
その他	個人情報漏洩対応	● ATMや支店等の流出、焼失に伴い、大量の個人情報の漏洩が発生	● 現状は実態把握できず。今後、事実確認・調査のうえ対応検討	● 漏洩した情報の特定や顧客への個別対応は困難。何らかの特例対応による、個別対応の省略を検討
	金融インフラの維持	● 電力・燃料不足による金融インフラの維持困難(含む計画停電の影響による公共交通機関の乱れ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各行で備蓄燃料を有しているが、計画停電の継続により、枯渇懸念大。 ● 通勤手段の確保が出来ず、開店に必要な人員が確保できない可能性。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関の基幹システム及びネットワークの運営維持に向けた電力、燃料(重油、軽油、ガソリン等)の安定的確保 ● 営業店等における自家発電用燃料の備蓄規制の緩和 ● 通勤時間中の公共交通機関の運行確保
	債権譲渡	● 流動化取引(分散型)で、譲渡人(セラ)が必要書類(印鑑証明書等)を揃えられず、東京法務局へ登記申請できない	● 債権譲渡や流動化取引(分散型も含む)が実行できない可能性あり。	● 作成後3ヶ月超のものも添付書類として認める。(後日、作成後3ヶ月以内のものを再提出)

(※参考)阪神大震災時に生じた問題：①貸金庫の移設(顧客通知・移設方法)、②各支店への搬送問題、③事務集中部門の再構築、④義援金支払の多大な事務負担(現払/口座振込)、⑤不渡処分猶予措置の廃止時期等